

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在のB会社エンジニアリング事業部が元請事業者として施工していた配管工事現場において、溶接作業に従事していたところ、昭和〇年〇月〇日、右腕が高圧電気に当たり、1.5メートル下に転落したことにより受傷し、「頸椎捻挫、右第5肋骨骨折、第5腰椎右手左膝挫傷、右半身知覚麻痺」（以下「原傷病」という。）と診断された。

原傷病については、業務上の災害であると認められ、請求人は療養補償給付及び休業補償給付を受給していたが、昭和〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となり、残存する障害については、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第11級と認定され、同等級に応ずる障害補償給付が支給された。

また、請求人は、平成〇年〇月〇日にはC県D市所在の設備工事現場で転倒災害に遭い「右足関節・肘関節・頸椎・腰部捻挫、右腓骨神経麻痺」と診断され、療養・休業の後、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となり、残存する障害については、E労働基準監督署長から障害等級第9級と認定された。

その後、請求人は平成〇年〇月〇日にF病院に受診し「頸椎症性神経根症」（以下「本件傷病」という。）と診断され、監督署長に対し、原傷病が再発したとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病

は原傷病の再発とは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が原傷病の再発であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は原傷病の再発であると主張しているが、当審査会も、決定書理由第2の2の(2)のイないしエに説示するとおり、①本件傷病と原傷病との間に、医学的にみて相当因果関係は認められないこと、②請求人自身、審査官の聴取に対して症状の増悪を主張しておらず、G医師も「特に悪化はないが、請求人の主訴は増悪寛解を繰り返している。」旨述べていることから、原傷病の症状の増悪も認められないこと、③治療効果については、G医師は「手術は麻痺進行予防に対しては有用と考えられる。」としつつ、「主治医としては積極的には手術は勧めたくない。」旨述べており、手術が症状の根治に効果的であるとは認められず、治療効果が期待できないことから、再発の認定要件の全てを満たしていないと判断する。

(2) なお、請求人は、決定書に、請求人からの聴取内容について、「平成〇年〇月〇月か〇月にH工業で特殊溶接を始めた」とあり、「平成〇年〇月〇日にC県D市の現場で架台から落下し負傷」とあるが、電撃傷で負傷した昭和〇年〇月〇

日に勤務していた I 会社を退職した後は、働ける状態ではなかったため、どこにも勤務していない旨主張している。

労働者死傷病報告によると、平成〇年〇月〇に請求人が H 工業株式会社 J 支店が元請である C 県 D 市の工事現場において、溶接するため移動中に、転倒し負傷した旨記載されているところであり、事故がないにもかかわらず、事業主が当該報告を行うことは考えられず、決定書の記載に誤りがないことは明らかである。

また、請求人は、決定書に、平成〇年〇月〇日の負傷は、平成〇年〇月〇日に治ゆとなり、障害補償給付の請求により第 9 級に認定されたと記載されているが、給付金を得た記憶は一切ない旨主張している。

この主張については、平成〇年〇月〇日作成の補償給付実地調査復命書及び調査内容によれば、平成〇年〇月〇日の負傷により請求人に残存する障害は障害等級を併合第 9 級 20 号とするとされており、請求人からの障害補償給付の請求がなければ障害等級の検討及び障害等級の決定は行われないことから、請求人に対して障害等級第 9 級に应ずる障害補償給付の支給が行われたことは明らかであり、請求人の記憶違いであると判断される。

- 3 以上のとおり、請求人の本件傷病は原傷病の再発とは認められないことから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。